

学校法人静岡理工科大学

役員等に対する報酬等の支給規程

令和 2 年 2 月 26 日 制定

令和 4 年 3 月 28 日 改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人静岡理工科大学（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員等とは、法人において勤務することが常態である役員等をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、常勤以外の勤務形態の役員等をいう。
- (5) 理事とは、学校法人静岡理工科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 7 条の規定により選任された者をいい、この規程における理事の区分は、次のとおりとする。

ア 理事長	寄附行為第 6 条第 2 項の規定により選任された者
イ 副理事長	寄附行為第 6 条第 3 項の規定により選任された者
ウ 専務理事	寄附行為第 6 条第 3 項の規定により選任された者
エ 常務理事	寄附行為第 6 条第 3 項の規定により選任された者
オ 役付理事	ア、イ、ウ、エを総称する
カ 1 号理事	寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号の規定により選任された理事
キ 2 号理事	寄附行為第 7 条第 1 項第 2 号の規定により選任された理事
ク 3 号理事（学内常勤）	寄附行為第 7 条第 1 項第 3 号の規定により選任された常勤理事のうち、法人の教職員を兼ねる者
ケ 3 号理事（学外常勤）	寄附行為第 7 条第 1 項第 3 号の規定により選任された常勤理事のうち、法人の教職員を兼ねない者
コ 3 号理事（学外非常勤）	寄附行為第 7 条第 1 項第 3 号の規定により選任された非常勤理事

(6) 監事とは、寄附行為第8条の規定により選任された者をいい、この規程における監事の区分は、次のとおりとする。

ア 学外常勤監事

イ 学外非常勤監事

(7) 評議員とは、寄附行為第23条の規定により選任された者をいい、この規程における評議員の区分は、次のとおりとする。

ア 学内常勤評議員 評議員のうち、法人の学長、校長、教職員等を兼ねる者

イ 学外常勤評議員 評議員のうち学外常勤理事を兼ねる者

ウ 学外非常勤評議員 ア及びイ以外の評議員

(8) 役員等に対する報酬等とは、役員等が役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益である報酬、期末手当、退任慰労金、日当等をいう。

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は、次のとおり支給する。

(1) 常勤の役員

月額報酬、期末手当、退任慰労金、日当等

(2) 非常勤の役員

年額報酬、退任慰労金、日当等

(3) 評議員

評議員会への出席報酬、日当等

2 前項の月額報酬は、原則として年間の勤務すべき日数の9割以上を勤務する者に支給し、勤務日数が満たない者には勤務日数に応じて減額することがある。

3 理事と評議員を兼ねる者の報酬は、理事の報酬とする。

第2章 報 酬

(報酬の支給時期)

第4条 月額報酬は毎月21日に支給し、年額報酬は4月から9月分を10月21日に、10月から3月分を4月21日に支給する。

2 月額報酬等及び年額報酬の支給日が国民の祝日に関する法律に定める休日、日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）に当たる時は、その日の前において最も近い休日以外の日とする。

(報酬の額)

第5条 役員等に対する報酬の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------|-------------|---------------|
| (1) 理事長 | 月額 | 1,050,000 円 |
| (2) 副理事長 | 月額 | 950,000 円 |
| (3) 専務理事 | 月額 | 850,000 円 |
| (4) 常務理事 | 月額 | 700,000 円 |
| (5) 1号理事 | 月額 | 1,000,000 円 |
| (6) 2号理事 | 月額 | 600,000 円 |
| (7) 3号理事 (学内常勤) | 月額 | 600,000 円 |
| (8) 3号理事 (学外常勤) | 月額 | 600,000 円 |
| (9) 3号理事 (学外非常勤) | 年額 | 300,000 円 |
| (10) 学外常勤監事 | 月額 | 600,000 円 |
| (11) 学外非常勤監事 | 年額 | 600,000 円 |
| (12) 学内常勤評議員 | 評議員会出席1日につき | 50,000 円の出席報酬 |
| (13) 学外常勤評議員 | 評議員会出席1日につき | 50,000 円の出席報酬 |
| (14) 学外非常勤評議員 | 評議員会出席1日につき | 50,000 円の出席報酬 |

2 月の途中で就任、退任した場合は、当該月は在任したものとする。

3 前条第1項における年額報酬の支給にあたり、在任期間に不足がある場合は、在任月数により減額するものとする。

第3章 期末手当

(期末手当)

第6条 期末手当は、常勤役員に対して、次の各号のとおり支給する。

(1) 4月10日支給分 前年10月1日から当年3月31日まで在任していた者

(2) 10月10日支給分 当年4月1日から当年9月30日まで在任していた者

2 期末手当の支給額は月額報酬額の4.0ヵ月分から7.0ヵ月分の範囲内とし、理事会で決定する。

3 本条第1項に定める在任期間に不足のある者の期末手当は在任月数により減額するものとする。なお、月の途中で就任、退任した場合の月数は在任月数に含めるものとする。

(期末手当の支給時期)

第7条 期末手当の支給日は4月10日及び10月10日若しくは年1回理事長の定めた日とする。

2 期末手当の支給日が国民の祝日に関する法律に定める休日、日曜日及び土曜日(以下「休日」という。)に当たる時は、その日の前において最も近い休日以外の日とする。

第4章 退任慰労金

(役付理事及び学外常勤役員の算出方法)

第8条 役付理事及び学外常勤役員の退任慰労金は、最終報酬月額 $80\sim 100\%$ の範囲内の金額を基準としてその金額に在籍期間を乗じて算出した金額とする。

2 在任期間は、年を単位とし、1年に満たない期間については月割とする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

3 算出した金額の5,000円未満の端数は5,000円に、5,000円を超え10,000円未満の金額は10,000円に切り上げる。

(学外非常勤役員、学内常勤理事、評議員の算出方法)

第9条 学外非常勤役員、学内常勤理事の退任慰労金は、在任1年につき30,000円を、評議員については在任1年につき20,000円を基準としてその金額に在任期間を乗じて算出した金額とする。

2 在任期間は、年を単位とし、1年に満たない期間については繰り上げて1年とする。

3 評議員に選任された者がその任期の途中において理事または監事に選任されたときは、当該1年に満たない期間については理事又は監事の在任期間として参入する。

(学外非常勤役員及び学内常勤理事の特例)

第10条 学外非常勤役員及び学内常勤理事が役付理事となって退任した場合、次に掲げる各号の一に該当するときは、理事会はその決議により第9条に定める学外非常勤役員及び学内常勤理事の在任期間を、第8条に定める役付理事及び学外常勤役員の在任期間に通算し、若しくはその一部を加算することができる。

(1) 学園経営に特別な功績があったとき。

(2) 職員としての退職金が支給されていなかったとき。

(3) 在任年数の通算又は一部加算することが、特に必要と認められる重大な事由があるとき。

(退任慰労金の額の決定)

第11条 退任慰労金の額は、本規程に基づき理事会で決定する。

(退任慰労金の支給時期)

第12条 この退任慰労金は役付理事及び学外常勤役員については退任したとき、学外非常勤役員等についてはその任を解いたとき、学内常勤理事については法人の教職員の身分を失いかつその任を解いたときに支給する。

(任期の継続)

第13条 役員等が重任したときは任期が継続しているとみなす。

(受給者)

第14条 この退任慰労金は、当該本人又は当該本人が死亡により退任したときは、その遺族に支給する。

2 前項の遺族及びその順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの遺族に関する規定を準用する。

(役付理事及び学外常勤役員に対する功労金)

第15条 理事会は在任中に特に功労のあった役付理事及び学外常勤役員に対しては、その決議により第8条により算出した金額にその100%を超えない範囲で、功労金を加算することができる。ただし、特にその功績顕著にして前段の規定によりがたいと認められる場合は理事会の決議により別に額を定めることができる。

(退任慰労金よりの控除)

第16条 退任慰労金を支給する場合には、所得税法に基づく源泉税及び本人が法人に対して負う債務の金額を控除する。

(退任慰労金の減額)

第17条 理事会は、退任役員が在任中重大な過失により法人に損害を与えた場合、又は学園の業績不振等の場合には、第8条により算出した金額を減額することができる。

(特別慰労金)

第18条 理事会は、引き続き2期以上学外非常勤役員又は評議員若しくは学内常勤理事の職にあり、かつ顕著な功績があると思料される者が退任したときは、その功労に報いるため特別慰労金を贈ることができる。

第5章 日当・宿泊費

(日当)

第19条 役員等の日当額は次のとおりとする。

- (1) 常勤役員が日帰り出張のときは3,500円、宿泊出張のときは4,500円とする。
- (2) 非常勤役員等が、理事会、評議員会、経営委員会、監事会等の会議へ出席するときは5,000円とする。

(宿泊費)

第20条 役員等の宿泊費は、県内10,000円、県外は13,000円とする。

第6章 支払い方法

(支払方法)

第21条 役員等の報酬、期末手当、退任慰労金は、当該役員の本人名義の預金口座へ振り込みの方法により、支給すべき全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員報酬等から控除すべき金額がある場合は、その役員等に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等の出席報酬及び日当等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の預金口座への振り込みの方法により支給することができる。

(端数の処理)

第22条 この規定により計算した金額に1円未満の端数が生じた時は、支給額は切り上げとし、控除額は円未満を四捨五入するものとする。

第7章 その他

(通勤手当)

第23条 報酬等のほか、法人の職員の例により、常勤の役員等に通勤手当を支給する。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、評議員会に諮問の上、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。